

今こそ日放技と共に歩もう

公益社団法人埼玉県診療放射線技師会
副会長 堀江好一



NHK ニュース「おはよう日本」の中で、医師不在での検診車を使用したがん検診のことが取り上げられた。

山口県下関であった「医師不在のレントゲン撮影は違法ではないか」という市民からの指摘。国は昭和26年に制定された法律を根拠に違法と判断した。結果、下関市は一部の検診を中止せざるを得なくなった上に、全国各地にも影響が出始めている（NHK公式ウェブサイトより）。

この中で、昭和26年に制定された法律とは、もちろん診療放射線技師法のこと。第二十六条に「多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下に百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき。」という条文が、今回、問題となっている部分だ。

今年2月に、日本診療放射線技師会（日放技）、日本対がん協会、結核予防会の3団体が実施した検診施設へのアンケートにより、多くの施設で医師が立ち会わない状況で、巡回検診が行われているという実状が明らかになった。このことについて厚生労働省は「がん検診を受診する人の安全を確保するために法律に沿って医師の立ち会いは必要」との見解だった。厚生労働省が法律を無視する発言をするとは到底思えないので、これは当然と言えば当然のことだ。

私の知っている検診施設では、この放送を見た事務部門の課長が急遽、医師を立ち合わせるよう手配したとも聞いた。良かれ悪しかれ、こういったことがマスコミで取り上げられることは影響力が大きい。このようにデリケートな問題には、あえて触れない方が良いという考え方もあるが、

放っておいてはいつまで経っても何も変わらない。今回、日放技が厚生労働省医政局に対し、法律と現実の乖離を是正するために、診療放射線技師法の改正を行うよう要望書を提出し、そのことがNHKで好意的に取り上げられたことは大きな功績であると考えたい。

我々診療放射線技師の地位の向上には、過去から多くの諸先輩方が尽力されてきたが、「医師又は歯科医師の具体的な指示を受けなければ、放射線を人体に対して照射してはならない。」というこの法律の重要な部分の改正は未だ実現されていない。しかし、最近の日放技の運営を垣間見ると、現執行部なら、ひょっとしたら実現してくれるのではないかと期待してしまう。

思い起こせば、本会は熊谷会長時代から日放技には反旗を翻していた。本会の多くの会員も、当時の日放技のやり方に憤慨し退会希望者が続出する中、本会にだけでも留まって欲しいとお願いし、なんとか会員減少を最小限に食い止めた。本音を言えば、当時の状況では自分自身、日放技を退会したいくらいだった。

その後、本会は他の地方技師会と「3C (clean, clear, communication)の技師会をつくる会」を結成し活動に協力した。そして、結果的にこの会を中心としたメンバーが、日放技を運営するに至った。

今後、本会はさらに協力し、日放技の事業を後押しし、公衆衛生の向上、そして自分たちの地位向上を目指し、活動していくべきであろうと思う。そのためにも、診療放射線技師の大多数が、日放技の会員であることは非常に重要なことと言える。組織率が低くては、厚労省も相手にしてくれないであろう。

現在、日放技に加入していない本会会員の皆様には、自分たちの職業を大切にすることも、是非とも日放技に入会していただきたい。